

広 告 掲 載 取 扱 要 領

「京・生きものミュージアム」へのバナー広告掲載について、次のとおり実施することとし、広告を掲載する事業者等を募集します。

広 告 媒 体	ホームページの名称	京・生きものミュージアム
	ホームページアドレス	https://ikimono-museum.city.kyoto.lg.jp/
	ホームページの内容	京都市の生物多様性保全の取組、京の生きもの生息調査や生きもの関連イベントなどをご紹介します。
	アクセス数	月平均アクセス数約2,000件 (令和6年4月1日～令和6年12月31日) (なお、このデータは参考であり、毎月のアクセス件数を保証するものではありません。)
広 告 の 規 格	広告掲載位置	トップページの下部 (バナー広告の掲載位置については指定できません。)
	広告データ	縦60ピクセル×横140ピクセル ファイル形式はG I F (画像に変化、移動のないもの。 透過型不可) 又は J P E G データ容量は、1バナーにつき20キロバイト以内
	枠数	10枠 (1枠から応募可能です。)
	その他の仕様	・ バナーから広告主ホームページへは直リンク可能とします。 ・ ALT 属性は自由に設定することができます。 ・ 点滅、切り替わりの他、動きのあるバナーは使用しないでください。 ・ 文字色と背景色のコントラストは十分にとり、文字が読みやすくなるよう配慮してください。 ・ 解像度については、適正な処理を行い、鮮明に見えるよう配慮してください。 ・ 「京都市ホームページ作成ガイドライン」に則り、ユーザビリティ及びアクセシビリティに配慮してください。 ・ 広告枠に、次の文章を掲載します。 「広告をクリックすると別ウィンドウを開いて外部サイトへリンクします。(注意) 本市の財源確保のための広告を掲載しています。広告内容に関する質問等につきましては、直接、広告スポンサーにお問い合わせください。」
掲 載 条 件	広告料金 (税込み)	1枠当たり月額3,000円
	広告掲載期間	令和7年4月1日から令和8年3月31日までの期間中、任意の期間を指定できます。(原則として1箇月単位)
	広告原稿の入稿期限	掲載開始日の5開庁日前 ※ 開庁日とは、土・日曜、祝日、年末年始を除く京都市の開庁日をいいます。
	広告原稿の入稿方法	広告画像は広告掲載者側において作成し、完全データで入稿していただきます。
掲 載	関係規程 (必ずお読みください)	・ 京都市広告事業実施要綱 ・ 京都市広告掲載基準

基準	広告媒体の目的、性質等に応じ定める個別の広告掲載基準	なし
申込 手 続 等	申込資格	契約の相手方は、広告代理店等又は広告主とします。 その他の申込資格の詳細は、京都市広告事業のホームページで御確認ください。
	申込方法	広告掲載申込書（京都市広告事業のホームページ（https://www.city.kyoto.lg.jp/gyozai/page/0000124940.html）からダウンロード可）に必要事項を記載のうえ、以下の申込先に提出してください。 郵送等の場合は、申込期間内必着としてください。 なお、京都市競争入札参加資格のない方については、原則として必要書類の御提出をお願いすることになります。詳細は京都市広告事業のホームページで御確認のうえ、申込書と併せて御提出ください。
	申込期間	令和7年3月3日（月）から全枠決定するまで。 書類の受付は、本市の休日を除く午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）行います。
	広告掲載者の決定方法	京都市広告事業実施要綱等の関係規程に基づき審査を行ったうえ、先着順で決定します。
そ の 他	その他の留意事項	・ 広告掲載に当たっては、関係規程、関係法令等を遵守してください。 ・ 広告掲載者とは、別途、広告掲載契約を締結します。 広告掲載に関する契約条件については京都市広告事業のホームページ「申込手続き等について」を参照してください。 ・ 契約締結後、本市から広告料の請求を受けた日から30日以内に、広告料を一括納付してください。（分割不可） ・ 広告原稿の入稿までに、広告原稿案の事前審査を受けていただきます。（内容により、修正等をお願いする場合があります。）また、バナーのリンク先として表示されるページも審査対象とします。 ・ 同一期間内に同一内容の広告を複数掲載することはできません。 ・ 申出により、掲載期間中のバナー広告の差し替えが可能です。（新しいデータを御用意ください。） ・ メンテナンス等により、ホームページを閉鎖している期間も広告掲載期間に含めます。 ・ 掲載中の広告の取下げ（契約の解除）は、書面にて受け付けます。ただし、原則として、広告料は返還しません。 ・ 契約期間中に広告掲載者側の都合により広告を掲載しない期間が発生した場合でも、期間中の広告掲載料は返還いたしません。 ・ 広告の内容等に関する責任は、広告掲載者が負うものとし、万一、紛争等があった場合には、広告掲載者の責任と負担により解決してください。 ・ 広告掲載に当たっては、市内事業者との連携を通じて、地域経済の活性化に貢献するよう努めてください。
	お申込み・お問い合わせ先	京都市環境政策局環境企画部環境保全創造課 担当：黒田、山崎 〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 488 番地 電話番号 075-222-3951 FAX番号 075-213-0922 Eメール k-kyosei@city.kyoto.lg.jp